概要版

# 第4期 揖斐川町地域福祉計画• 地域福祉活動計画

揖斐川町成年後見制度利用促進基本計画

揖斐川町再犯防止推進計画

令和7 (2025) 年度 ▶▶ 令和11 (2029) 年度



## 1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域において誰もが 安心して暮らせるよう、地域に暮らす人々が主体となり、事業者、関係機関・団体、行政 などと連携・協働し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、 障がいのある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括 的に必要な支援を行っていくものです。

地域福祉を推進するためには、「自助:個人・家庭の取組」「互助:地域の取組」「共助: 社会保障制度等」「公助:行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たし ながら連携・協力することが大切です。

#### [ 具体的には ] 助 自 助 ・自分自身による努力 [ 具体的には ] ・家庭での話し合い ・隣近所付き合い ・生きがいづくり ・地域における見守り活動 ・健康づくり 個人や家庭による 地域や団体における (セルフケア) ・地域における福祉活動、 自助努力 助け合いや支え合い ・福祉に関する学習 ボランティア活動 ・市場サービスの利用 ・当事者団体による活動 など など 助 [ 具体的には ] 共 公 助 ・生活保護制度 公的な制度としての ·生活困窮者自立支援 災害時の救護活動・ [ 具体的には ] 保健、福祉、 各種保険制度 避難所開設 ・介護保険に代表される その他の関連施策 ・公的サービス 社会保険制度及びサービス など など

## 2 計画の位置づけ

地域福祉をより推進するため、本町が策定する「地域福祉計画」と、揖斐川町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」、「地方再犯防止推進計画」を包含します。

また、「揖斐川町総合計画」を上位計画とし、本町において支援を必要とする対象者ごとに策定された個別計画に共通する理念や事柄を相互に繋ぐ計画として位置づけます。

- 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」
- 住民や関係団体とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、 社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推 進計画」

## 計画の体系と施策の展開

本町は人口減少や少子高齢化といった課題に直面していますが、地域活動に参加する人 が多く、人と人の強いつながりが残っている地域です。

このつながりを活かした地域住民や関係機関の積極的な参加と主体的な取組によって、 様々な福祉課題を解決していく持続可能なまちづくりが求められています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民同士の積極的な関わりと支え合 い、助け合いの輪を広げることが必要です。住民、町、町社会福祉協議会が連携し、それ ぞれの特性を活かした住民主体のまちづくりを推進していくことが重要であり、本計画の 基本理念を「みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち いびが わ」とし、地域福祉を推進します。

#### [基本理念]

## みんなでつくろう 安心して生き生きと暮らせる 支え合いのまち いびがわ

#### [基本方針]

### 基本方針1

「地域の力」を活かした地 域福祉の推進

~気付き合いとふれあい~

誰ひとり取り残さない支援 体制の充実

~支え合い~

#### [基本施策]

- (1) 福祉教育・啓発活動の充実
- (2) 地域福祉活動を担う人材の確保に ついての支援
- (3) 地域福祉活動への支援
- (4) 地域の見守りや孤独・孤立防止の 推進

#### (1)情報提供の充実

- (2) 重層的な支援体制の充実
- (3) 配慮が必要な人への支援の充実
- (4) サービスの充実・社会参加の促進

### 基本方針3

安全・安心に暮らせる福祉 の仕組みづくり

~「あい」の仕組みづくり~

#### (1)権利擁護の推進

- (2) 移動手段の確保など住環境の整備
- (3) 自主防災活動と災害時・緊急時の 支援体制と地域における防犯体制
- (4) 町と社会福祉協議会の連携強化



## 「地域の力」を活かした地域福祉の推進 〜気付き合いとふれあい〜













「地域の力」を活かした地域福祉を推進するため、福祉に触れる機会や福祉教育を行い福祉のこころを育むとともに、地域福祉活動を担う人材の確保を支援します。また、町社会福祉協議会は、地域で活動するボランティアの育成と支援を行うとともに、福祉連絡会や福祉懇談会などの見守り体制を支援し、孤独・孤立対策等に取り組み、地域福祉の推進に繋げます。

## (1)福祉教育・啓発活動の充実

- 学校等における福祉教育の推進
- イベント等を通じた啓発活動の実施
- 住民を対象とした福祉に関する学習機会の提供
- 人権の尊重・理解の促進・差別の解消に向けた取組の実施
- 認知症に対する理解の促進

## (2)地域福祉活動を担う人材の 確保についての支援

- 福祉委員活動の充実
- ボランティア活動に関する情報提供の充実
- ボランティア人材の育成
- ボランティア活動のコーディネート

## (3)地域福祉活動への支援

- サロン活動や集いの場への支援や交流 活動の推進
- 福祉活動団体への活動支援・連携強化
- 地域交流事業 (マルシェ等) の支援
- 地域の見守り活動等について話し合う 機会の促進<右図参照>

## (4)地域の見守りや孤独・孤立防止の推進

- 地域における見守り活動への支援
- 避難行動要支援者名簿への登録の促進
- 要援護者の把握と支援体制
- 本人参加による安否確認方法の確立
- 離れて暮らす家族を視野に入れた支援
- ひきこもりの人の把握と支援の推進

#### 地域福祉活動のイメージ

## \_\_\_\_\_

### あんきに暮らそまい会

(第1層協議体)

「あんきに暮らそまい会」は、 第2層協議体から代表者が一堂 に介し、情報交換・共有をして、 各地区の活動の基盤強化を図り ます。

### 揖斐川町全体の高齢者福祉を考える場 (揖斐川町全域)

## 福祉連絡会、福祉連絡協議会、福祉懇談会 等

(第2層協議体)

11 地区の「福祉連絡会」「福祉連絡協議会」など区長、民生委員・児童委員、福祉委員の3者を基本として、地域福祉関係者などが集まり、地域の現状や課題を見える化し、課題解決に向けて、自分達でできることや新たな支え合いの仕組みづくりを検討し、実践します。

#### 地域の高齢者福祉を考える場 (11地区の日常生活圏域)



#### 各地区福祉情報交換会(第3層協議体)

区単位など小地域で行われる「ミニ連絡会」「支 部会」「サロン」などで、地域課題やニーズを つかみ、見守り、支え合い活動を行います。

地域の困りごとやニーズをつかむ場 (区単位などの小地域)



## 誰ひとり取り残さない支援体制の充実 ~支え合い~











複合化・複雑化する福祉課題へ対応するため、適切に必要な機関等へ繋ぐことのできる包括的な相談体制の充実や、関係機関との連携を含め、切れ目のない重層的な支援体制の充実を図ります。 また、誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公的支援に加え、互助・共助による生活支援サービス等の支援体制を推進します。

さらに、身近な相談窓口や福祉サービスに関する情報提供の充実に向けて取り組みます。

## (1)情報提供の充実

- ホームページ等による情報提供の充実
- 相談窓口における情報提供の充実



## (2)重層的な支援体制の充実

- 医療・介護・保健・福祉・子育てを包括した複合施設の整備の推進 〈次ページのイメージ図参照〉
- 包括的な相談支援体制の充実
- 相談窓口の周知
- 多機関協働の推進
- アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 社会参加に向けた資源開拓やマッチング(参加者支援)
- 相談員の質の向上
- 地域包括ケアシステムの充実



## (3)配慮が必要な人への支援の充実

- ひとり親家庭等の支援
- 生活に困窮している人への自立支援
- 外国人家庭等の支援
- 再犯防止に向けた取組の推進
- 生活福祉資金貸付制度の実施
- 食糧支援の実施



## (4)サービスの充実・社会参加の促進

- 必要なサービスの確保
- 就労支援・社会参加の推進
- サービスの質の確保
- 生活支援サービス事業の充実

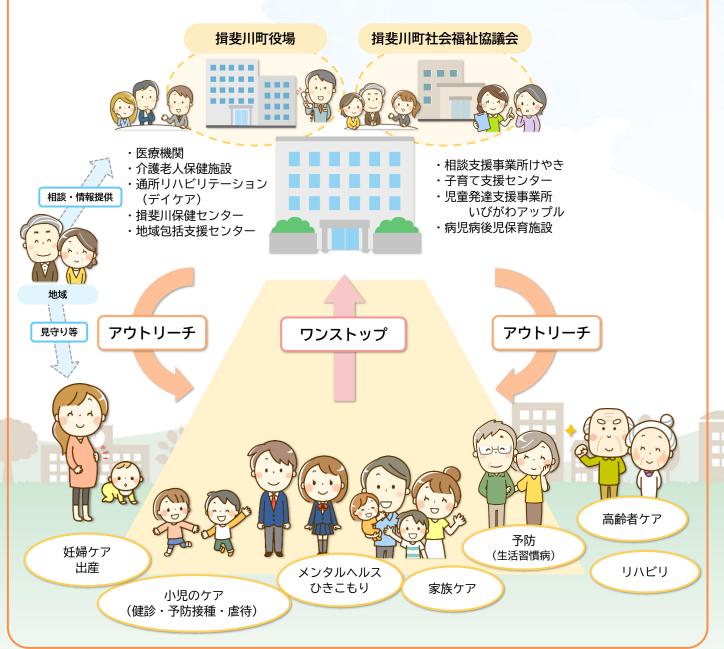
## (2) 重層的な支援体制の充実

## ~医療・介護・保健・福祉・子育てを包括した複合施設のイメージ~

地域の見守りによる情報提供や、関係機関の地域へのアウトリーチを通じ、課題を抱えながらも支援が届いていない家庭を把握し、関係性を構築する取り組みを支援します。

また、気軽な相談から専門的な相談まで受けられる相談支援体制づくりや、複合化・複雑化した問題を把握した場合に適切な機関に繋げる仕組みづくりを進め、関係機関と連携した重層的な支援体制の充実を図ります。

これらの関係機関との連携を円滑にし、住民の方が介護・保健・福祉・子育てなどの相談をワンストップで利用できるよう、病院跡地を活用した複合施設の整備を推進します。



# ~「あい」の仕組みづくり~











誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用支援や権利擁 護の推進を図るとともに、移動手段の確保に向けた支援体制を強化します。

安全・安心に暮らせる福祉の仕組みづくり

また、貧困やひきこもり、ヤングケアラーなど配慮が必要な人への支援の充実を図るとともに、 災害時や緊急時の支援体制の構築を図ります。さらに、近年、全国的に強盗などの組織的な犯罪が 増加していることから、地域における防犯意識を高め、安全・安心に暮らせる環境づくりに努めま す。

町と町社会福祉協議会の連携を強化し、さらなる地域福祉の推進を図り、地域共生社会を実現し ます。

### (1)権利擁護の推進

- 成年後見制度の利用促進
- 日常生活自立支援事業の実施
- 虐待・DVの防止に向けた取組の実施

## (2)移動手段の確保など住環境の整備

- バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 福祉有償運送の検討
- ボランティア等による移動手段の確保 買い物弱者の支援

文



## (3)自主防災活動と災害時・緊急時の支援体制と 地域における防犯体制の充実

- 緊急通報装置貸与事業の周知
- 避難行動要支援者の把握と個別計画の策定
- 災害ボランティアの登録の推進
- 災害時の避難対応等についての訓練の実施
- 災害見舞金支給事業の実施
- 地域における防犯体制の強化
- 自主防災活動の促進

## (4)町と社会福祉協議会の連携強化

- 町と社会福祉協議会の連携
- 社会福祉協議会会費、共同募金の拡充
- 職員の資質向上





## 成年後見制度利用促進に関する施策の展開

(成年後見制度利用促進基本計画)











## (1)成年後見制度の普及・啓発

○ 成年後見制度に関する周知

○ 関係機関等への周知

## (2)安心して成年後見制度を利用できる環境づくり

- 相談支援の充実
- 不正防止への取組の実施
- 町長申立ての迅速化
- 法定後見人への報酬費用の助成
- 日常生活自立支援事業からの円滑な移行
- 町長申立てが必要な人の早期発見
- 申立費用の免除

## (3)権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

- 一次協議会(地域福祉推進委員会)の開催
- 地域福祉連携推進会議の開催
- 既存の会議等を通じた地域連携ネットワークの構築
- 二次協議会による広域的なネットワークの構築
- 「チーム」による支援の実施

## (4)成年後見人等の担い手養成及び支援

- 適切な後見人候補者の推薦
- 法人後見受任体制の構築

- 市民後見人の養成
- 親族後見人への支援



## 再犯防止推進施策の展開 (再犯防止推進計画)











- 再犯防止等に関する周知・啓発
- 関係機関等との連携強化
- 保健医療・福祉サービスの利用促進 学校等と連携した再犯防止の取組
- 犯罪をした人の人権についての啓発
- 就労・住居の確保

#### 第4期揖斐川町地域福祉計画・地域福祉活動計画

【概要版】

揖斐川町成年後見制度利用促進基本計画 揖斐川町再犯防止推進計画

発行年月:令和7年3月

発行・編集:揖斐川町 住民福祉部 健康福祉課

〒501-0692

岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

電話 (0585)22-2790

社会福祉法人 揖斐川町社会福祉協議会

〒501-1314

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼265番地43

電話 (0585)56-3700

